

第285回奄美大島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和7年12月9日(火) 15:00～15:30
- (2) 場 所 大島支庁本館4階 大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について(諮問)
→原案のとおり承認する旨決定

令和7年12月9日15時00分開会

【開会】

山之内事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から第285回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>なお本日は、元山委員より欠席の連絡をお受けしております。委員10名のうち9名の出席をいただいております。よって奄美大島海区漁業調整委員会事務規程第7条第1項の規定により定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せて議事の進行をお願いいたします。</p>
茂野会長	<p>今年最後の委員会となりますが、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名者を前田委員と築地新委員にお願いをしたいと思いますよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
茂野会長	<p>それでは、前田委員と築地新委員にお願いします。</p> <p>また会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることでご了承をお願いいたします。</p>

【議事1 鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）】

<p>茂野会長</p>	<p>それでは議事1「鹿児島県漁業調整規則の一部改正について」を議題といたします。 本件は諮問事項となっております。 それでは、議事提出者の県から説明をお願いします。</p>
<p>村田漁業調整係長</p>	<p>議事1についてご説明します。資料1の1ページをご覧ください。本議題は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">＜諮問文読み上げ＞</p> <p>今回、「漁業調整規則の一部改正について」、お諮りいたしますが、「漁業調整規則」は漁業法と水産資源保護法を根拠にした、都道府県毎に制定している規則です。</p> <p>漁業調整規則の中で、知事許可漁業の条件、操業区域、採捕のルール、禁止事項などが定められています。</p> <p>今回の改正は、許可証の記載事項についての改正になります。</p> <p>まず、出席の委員の皆様にご説明のイメージを持っていただくため、13ページをお開きください。</p> <p>今回の改正は、「稚うなぎ漁業の漁業許可証」の記載内容を、許可を受けた採捕者が、分かりやすく、使いやすくするための変更になります。</p> <p>左側に「従来」の「稚うなぎ漁業許可証」が掲載されています。</p> <p>実際の大きさはA6サイズのハガキサイズですが、許可証には、住所、氏名、漁業種類、操業区域、条件などが記載されています。</p> <p>この記載事項は、漁業調整規則第24条で定められており、「知事は、許可をしたときは、これらを記載した許可証を交付する」となっています。</p> <p>今後は右側にあるように、カードサイズに許可証を小型化し、採捕者の利便性の向上を図るとともに、カードの右上にQRコードが記載されていますが、トレーサビリティシステムにログインするためのQRコードが、記載された許可証となります。</p> <p>トレーサビリティシステムについて、少し説明しますと、漁業法において特定水産動植物の採捕の禁止が定められています</p>

が、対象として、アワビ、ナマコ、シラスウナギが指定され、罰則が強化されました。

また、「水産流通適正化法」により、今年12月から、稚ウナギの流通を行う際は取引記録の作成・伝達・管理が求められることとなっています。

本県では日本一の養鰻県として、「稚ウナギ漁業」で採捕されるシラスウナギの流通の透明化を図るため、県内の採捕者と取扱業者全員に国が開発したトレーサビリティシステムを用いて、取引記録を作成・伝達していくこととしており、システムの利用者である漁業者（採捕者）の利便性を図るため、システムにログインする「IDカード」と「漁業許可証」を一体化させ、許可証のデジタル化に取り組んできたところです。

ここで、今回の規則の改正に関連してきますが、利便性の向上のため、カードサイズに許可証を小型化したのですが、規則に従うと、許可内容を全て許可証に書き込む必要があります。

そうすると、文字が小さく、記載事項が見えない、確認できないといった課題が生じてしまうことから、記載のQRコードを、スマートフォンやタブレットなどで読み込んで、許可の内容がスマホ等の画面上に表示されれば、「記載した許可証」に代えられるように、規則の改正を行うものです。

この改正により、小さすぎる文字で無理に印刷する必要がなくなるとともに、カードサイズの許可証になり利便性が向上すると共に、必要な許可内容はスマートフォンなどで確認することが可能となります。

それでは3ページにお戻りください。

先ほどご説明した背景のもと、まず改正の理由です。携帯の義務がある許可証ですが、ポケットに入らないサイズの許可証の携帯は不便であることから、許可証を小型化し、利便性を向上させるため、許可証に記載すべき事項については、スマートフォン等で読み取れる2次元コードで表示する場合には、許可証への記載に代えることができるようにするものです。

続いて、「2 改正内容」です。具体的には規則第24条に「許可証への記載事項が電磁的方法により記録され電磁計算機等を用いて表示されるときは、当該記録をもって許可証に代えることができる」という項を追加します。

また、規則第32条、第48条に基づく「内水面採捕許可」、「特

	<p>別採捕許可」においても、同じ仕組みでQRコードを用いた表示ができるように準用する規定を追加します。</p> <p>「3 施行期日」は、公布の日から施行する。ということで、現在の予定では施行期日は12月末の公布を予定しています。</p> <p>「4 経過措置」は、本改正は、「説明してきた内容の許可ができるようになる規定」ですので、公布の日から施行して支障はないため、経過措置の必要はありません。</p> <p>最後に「その他の改正」です。鹿児島県の公文書の読点はコンマでしたが、国の公文書に合わせるため、令和8年4月1日からテンに改める改正となります。</p> <p>県で定めている条例、規則などが全て一括で改正されます。</p> <p>参考ですが、当海区で定めている規程についても、改正に向けて作業中ですので年明け以降の委員会でお諮りする予定としています。</p> <p>新旧対照表、公布の案などについては、5ページ以降に添付していますので後ほどお目通しください。</p> <p>説明は以上となります。</p>
茂野会長	<p>説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございますでしょうか。</p>
鳥居委員	<p>申請には申請料はかかるのでしょうか。</p>
村田漁業調整係長	<p>これは通常の知事許可漁業の申請と同じになりますので、今年度については手数料として3,100円、これは他の知事許可漁業と同じです。</p>
茂野会長	<p>他にご質問はございますでしょうか。</p>
柳原委員	<p>申請方法は電子申請ということで、許可者が何千人といると思うが、それを全て電子申請するのは事務的に可能なのですか。</p>
村田漁業調整係長	<p>今年度から、この小型化したカードを発行しており、申請についても、県のシステムでの電子申請をお願いしているところです。</p>
	<p>本来であれば個人ごとの許可なので、一人一人が申請する必要がありますが、各地区に採捕組合という組織がありますので、組</p>

柳原委員	<p>合ごとに取りまとめをしていただいて、それで申請・審査をしていくという状況になっております。</p> <p>これによって無許可とか、その点はかなり円滑に運営されていくという考えですか。</p>
村田漁業調整係長	<p>許可台帳を取締機関と共有していますが、その許可台帳の写真は今まで白黒でありましたが、これらがPDFの形で、写真も鮮明な形で、捜査機関等に共有できるので、そのような観点からも非常に有効と考えている。</p>
茂野会長	<p>他にご質問はございませんでしょうか。</p>
阿多委員	<p>奄美海区では、うなぎ採捕の許可が出たという話を聞いたことはないが、もし奄美海区で、申請した場合には、同じような許可が出て、採捕の場所とかは、どういった形となるのか。</p> <p>例えば、奄美海区全域となるのか、鹿児島の方で採捕してもいいのかどうか。そのようなところが不明なものがあり、ご説明いただけたらと思います。</p>
村田漁業調整係長	<p>まず、ご質問のあった採捕の許可について、県全体で許可する人数というのが決められており、その人数の範囲内でしか許可できないという状況です。</p> <p>仮に奄美大島海区でシラスウナギが採捕できるかというお尋ねがあったが、奄美大島内の川の中にはニホンウナギがいるという論文もあるが、たくさんいる状況ではなく、黒潮によってシラスウナギがのぼってくるので、そういった観点からも奄美大島で採捕するのは難しいのかなと考えています。</p>
阿多委員	<p>奄美大島の漁業者が免許をもらって、鹿児島の方の許可とか取った場合に採捕はできますか。</p>
村田漁業調整係長	<p>知事許可漁業の許可をする際には毎回委員会に諮っています。</p> <p>制限条件等について定めた上で、許可を行う手順を踏んでいますが、その中には採捕区域も含まれています。そのため、県本土では採捕区域がそれぞれ、採捕する方許可内容毎に決まってお</p>

	<p>り、その中でしか許可と採捕はできない形になっている。</p> <p>もし、奄美でシラスウナギを採捕するということであれば、例えば奄美内で区域を区切ってその中で許可をするという形になるかと思います。</p>
<p>茂野委員</p>	<p>他にご質問ございませんでしょうか。</p>
<p>山下委員</p>	<p>奄美で取れるかどうかの試験操業みたいなことやって構わないのかどうか教えてほしい。</p>
<p>村田漁業調整係長</p>	<p>試験操業については県で実施したという事例はないが、大学の先生方が、日本各地のニホンウナギの生息状況とかを調べており奄美大島本島でも実際に調査をされています。</p> <p>ほとんどはオオウナギであるが、一部にニホンウナギがいるという論文等での紹介は確認しております。</p>
<p>阿多委員</p>	<p>もし、シラスウナギではなく、オオウナギの採捕に関しては許可が必要なのでしょうか。</p>
<p>村田漁業調整係長</p>	<p>調整規則の中ニホンウナギについて13センチ以下の採捕を禁止しているような形になっておりますので、そういった意味でいうとオオウナギについての規制というのは現時点ではありません。そのため採ることは可能です。</p>
<p>阿多委員</p>	<p>もし許可が不要なオオウナギを採捕しようとして混獲した場合は、どのような罰則がありますが、オオウナギと思って採捕した結果ニホンウナギだった場合の罰則はどうなりますか。</p>
<p>村田漁業調整係長</p>	<p>オオウナギとシラスウナギが小さいシラスの時期に、我々が見て、区別ができるかというそれは、かなり難しいと思います。</p> <p>オオウナギを採っているなかに、もしウナギがいた場合は、特定水産動植物ですので、非常に重たい罰金罰則が科せられます。</p> <p>ご紹介しますと3年、3,000万という形になるので、安易にとらないほうがいいのかなと思います。</p>

柳原委員	<p>以前奄美でも採りたいということで話がきていたが、商売するほどの量は採れないのではないかなと思います。</p> <p>オオウナギがほとんどということです。</p> <p>その後はあまり申請もなかったと記憶しています。</p>
茂野委員	<p>他にご質問はございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>質問なし</p>
茂野会長	<p>それでは質疑のないようですので議事1については、原案の通り、適当とする旨、答申してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
茂野会長	<p>ご異議がないようですので議事1については、原案のとおり答申することと決定いたします。</p>

【その他・閉会】

茂野会長	次に「その他」ということで、その他、事務局や委員の方から何かございませんか。
内藤書記	<p>6月18日の委員会で竹山委員から要望があった早町漁港への立て看板設置について、沖縄の漁業者も利用している早町漁港にソデイカ旗流し漁業で使用する漁具制限に関する立看板を11月24日に設置しましたので報告となります。</p> <p>また、昨年の立入検査時に超過分の漁具を藪の中に隠す行為も見られましたので、早町漁港を管理する喜界事務所を12月5日に訪れまして、藪を払ってもらおう等、違反を隠す行為をしにくくする環境づくりについて協力をお願いをしてきました。</p> <p>引き続き、委員会指示を守ってもらうように関係各所に働きかけを行ってまいります。以上となります。</p>
茂野会長	委員の方からご質問等ございませんでしょうか。
山下委員	この看板に関して、看板設置するだけではなくて船にのって本数を確認して欲しいという要望がありました。沖永良部にも沖縄の船が入ってくるので、喜界だけではなく他の島に設置してもらいたいと思います。
加治屋事務局次長	<p>船に乗っての取締りということで、県の取締船の方とも相談しながら、そのような取り組みができるかどうかを検討していきたいと思います。</p> <p>看板設置に関しては、早町漁港が寄港する実績が多かったということで、設置しましたが他の漁港でも、そのような事例があるということであれば、設置について前向に検討を進めていきたいと思います。</p>
阿多委員	ソデイカについて11月から奄美海区は解禁となったが、喜界島方面のAISを確認すると、沖縄船と思われる船が出入りして操業区域をみると50海里以内でやっている感じが多々見受けられた。50海里以内は30本以内ということで海上での確認をした場合はおそらく違反者が結構出たのではと思われるので、特に11月の期間は、解禁して間もない時期ですので、鹿児島県でもちゃんと

	<p>した取締船や海上保安庁にお願いして乗船してもらって、一番は海上保安庁の船に乗船して一緒に取締りができれば沖縄船の方に有効な手だてだと思うので取締りまた、注意喚起をすごくやってもらえれば、我々、奄美海区で操業してる身としてはすごくありがたいと感じる。また、沖縄船の方にも注意喚起がすごく効くと思いますので、ぜひ、何としても、県の方にお願いしてやってもらいたいと思うので、よろしくをお願いします。</p>
加治屋事務局次長	<p>要望ということでよろしいでしょうか。</p>
茂野会長	<p>はい。要望です。</p>
奥田委員	<p>サンゴの採捕の許可をしたが、その後、深海サンゴの採捕の許可を取った業者に進展はあったか。</p>
村田漁業調整係長	<p>サンゴの許可については、深田サルベージ1社だけである。その後許可が欲しいという方がいたが、まだ試験操業にも至っていないという状況です。</p> <p>そのため、今のところ進展がないが、それ以外で、沖縄県で、水中ドローンを使ってサンゴを採取する業者がいるが、そういった方々が鹿児島県で、取扱方針上は、1社だけでなく、入ってこられるという状況になっているので、そういった観点からも問い合わせはいくつか来ている。</p>
茂野会長	<p>その他、委員の方から何かございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>意見なし</p>
茂野会長	<p>それではないようですので、以上で本日予定されておりました議事を終了いたします。</p>
山之内事務局次長	<p>議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは第285回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。</p>

議事録署名

会長 茂野拓真

委員 前田啓一

委員 築地新光子